

ようこそお母さん・お父さん事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、子育て中の家庭が気軽に育児等の相談ができる体制を築くとともに、子育てに役立つ情報を提供する「ようこそお母さん・お父さん事業」を実施する際の経費を支援する補助金の交付に関し、京都市補助金等の交付等に関する条例及び京都市補助金等の交付等に関する条例施行規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象団体)

第2条 補助金は、「ようこそお母さん・お父さん事業」を実施する左京区内の各学区民生児童委員協議会（以下「協議会」という。）を交付対象とする。

(交付対象事業)

第3条 交付の対象とする事業は、次の各号いずれかに該当するものとする。

- (1) 子どもはぐくみ室との連携のもと、子育て家庭を訪問するなどして子育てに役立つ情報を提供するもの
- (2) 子育てに関する相談対応や保護者同士の交流の場として運営する子育てサロン

(交付対象経費)

第4条 補助金は、「ようこそお母さん・お父さん事業」の実施に必要な、次の各号に定める経費を対象とする。

- (1) 子育て家庭を訪問する際に渡すお祝い品
 - (2) 子育てサロンの運営に必要とする講師謝礼や物品購入費
 - (3) その他、事業の運営に必要とする経費
- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる経費は、交付対象経費としない。ただし、左京区長（以下「区長」という。）が交付対象事業の目的、内容、効果及び経費の額等を総合的に勘案し、特に必要と認めた場合は、この限りでない。
- (1) 団体を維持・運営する費用
 - (2) 団体の構成員又は子育てサロンに従事する者に対する人件費や交通費
 - (3) 飲食費（子育てサロン等の当日に会場で講師や参加者に提供する簡素な茶菓やお祝い品として提供するものは除く。）
 - (4) 商品券、図書券、花カード等の金券
 - (5) 領収書がない、領収書の使途が不明など、事業に使用したことが確認できない経費
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、交付対象経費として不適当と区長が認める経費

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、区長が適当と認めるものに対し、予算の範囲内において、1 協議会当たり 35,000 円を上限として対象事業経費の 10 割相当額を交付する。ただし、主任児童委員の選任されていない協議会については、20,000 円を上限とする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付申請をしようとする協議会は、区長が別に定める期日までに、ようこそお母さん・お父さん事業補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、区長に申請しなければならない。

- (1) 事業計画書（第2号様式）
- (2) 収支予算書（第3号様式）

(3) その他区長が必要と認める書類

- 2 事業を行う協議会は、補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）に基づく仕入れに係る消費税及び地方消費税として控除することができる部分の金額に補助対象経費に占める補助金の額の割合を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（交付の決定）

第7条 区長は、前条の規定による補助金の交付申請があったときは、前条に定める書類について審査し、交付又は不交付の決定を行う。

- 2 区長は、前項の規定により交付を決定したときは、ようこそお母さん・お父さん事業補助金交付決定通知書（第4号様式）により、不交付を決定したときは、ようこそお母さん・お父さん事業補助金不交付決定通知書（第5号様式）により、申請期限の翌月末までに協議会に通知する。

（申請事項の変更等の承認）

第8条 前条の規定により補助金の交付決定の通知を受けた協議会は、申請書又はその添付書類に記載した事項を変更しようとするとき及び交付対象事業を取りやめようとするときは、速やかにその旨をようこそお母さん・お父さん事業補助金申請事項変更等申請書（第6号様式）により区長に申請しなければならない。ただし、軽微な変更は除く。

- 2 前項に規定する軽微な変更は、以下のとおりとする。

- (1) 補助対象経費の減額及び経費配分の変更
(2) 助成目的達成のため、又は助成目的に影響を及ぼさない範囲で、より効率的、効果的に事業を実施するための事業内容の細部の変更
- 2 区長は、前項の規定による申請を受けたときは、これを審査し、申請を受けた日の翌日から起算して1箇月以内に全部若しくは一部を承認し、又は承認しないことを決定し、その旨をようこそお母さん・お父さん事業補助金申請事項変更等承認（不承認）決定通知書（第7号様式）により協議会に通知する。

（実績報告）

第9条 補助金の交付決定を受けた協議会は、事業が完了したときは、完了後速やかに、ようこそお母さん・お父さん事業実績報告書（第8号様式）に次に掲げる書類を添えて、区長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書（第9号様式）
(2) 収支決算書（第10号様式）
(3) 支出内訳兼領収書一覧表（第11号様式）
(4) 事業に要した経費の領収書の写し
(5) その他区長が必要と認める書類

- 2 前項各号の書類は、事業が終了した日から起算して14日を経過した日、かつ、年度終了後10日以内に提出するものとする。

- 3 事業を行う協議会は、第1項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金交付額の確定)

第10条 区長は、前条の規定によるようこそお母さん・お父さん事業実績報告書(第8号様式)の提出を受けた場合において、当該事業の全部又は一部が適切に行われたと認めるときは、提出を受けた日の翌日から起算して1箇月以内に、適切に行われたと認める事業内容に応じて補助金交付額を決定し、ようこそお母さん・お父さん事業補助金交付額決定通知書(第12号様式)により通知し、補助金を交付する。

(概算払)

第11条 前条の規定にかかわらず、区長は、特に必要があると認めるときは、事業の完了前に第7条第1項で決定した交付予定金額を概算払することができる。

2 概算払での交付を受けようとする協議会は、区長が別に定める期日までに、概算払請求書(第13号様式)を区長に提出しなければならない。

3 概算払での交付を受けた協議会は、前条の規定により決定した交付額に基づき、精算書(第14号様式)を提出し、精算しなければならない。

4 概算払での交付を受けた協議会は、前条の規定により決定した交付額が第7条第2項で通知した交付額より減額となった場合、その差額を精算により区長に返還することとする。

(補助金の交付の決定の取消等)

第12条 区長は、補助金の交付決定を受けた協議会が次のいずれかに該当することが判明したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(1) この要綱の規定に違反したとき

(2) 提出書類に虚偽の事項を記載し、又は補助金の申請に関し、不正な行為があったとき
(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第13条 補助金の交付を受けた協議会は、補助事業完了後、申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、速やかに、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書(第15号様式)により区長に報告しなければならない。

2 区長は、前項の報告があった場合、当該仕入控除税額の全部又は一部を納付させることがある。

附 則

この要綱は、決定の日から施行する。

第1号様式（第6条関係）

ようこそお母さん・お父さん事業補助金交付申請書

年 月 日

左京区長

所在地
団体名
代表者

年度「ようこそお母さん・お父さん事業補助金」の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

補助金申請額 金 円

添付書類

- 1 事業計画書（第2号様式）
- 2 収支予算書（第3号様式）
- 3 その他

第 2 号様式（第 6 条関係）

事業計画書

学区民生児童委員協議会

事業名	学区ようこそお母さん・お父さん事業
事業の目的及び概要	
事業計画	

第3号様式（第6条関係）

収支予算書

収入（右欄の支出に充てるもののみ）		支出（対象経費のみ）	
項目	金額	内容	金額
京都市補助金	円		円
	円		円
	円		円
	円		円
	円		円
	円		円
	円		円
合計	円	合計	円

* 支出は消耗品費、印刷費、会場使用料等の種類ごとに詳しく記入してください。
* 「収入合計＝支出合計」となるよう記入してください。

第4号様式（第7条関係）

京都市指令左保字第 号
年 月 日

学区民生児童委員協議会
会長 様

左京区長 印

ようこそお母さん・お父さん事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった「ようこそお母さん・お父さん事業補助金」の交付については、次のとおり交付することを決定したので通知します。

1 補助金交付予定額 金 円

2 交付条件

- (1) 交付申請書又はその添付書類に記載した事項を変更しようとするときは、速やかに区長に申請し、承認を受けなければならない。
- (2) 事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ区長に申請し、承認を受けなければならない。
- (3) 事業が予定の期間内に完了しないとき、又は事業の遂行が困難となったときは、速やかに区長に報告し、指示を受けなければならない。
- (4) 事業が完了したときは、完了後速やかに、実績報告書に必要な書類を添えて区長に提出しなければならない。
- (5) この交付決定後、次のいずれかに該当することが判明したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命じることがある。

ア ようこそお母さん・お父さん事業補助金交付要綱の規定に違反したとき

イ 提出書類に虚偽の事項を記載し、又は補助金の申請に関し、不正な行為があったとき

第5号様式（第7条関係）

京都市指令左保子第 号
年 月 日

学区民生児童委員協議会
会長 様

左京区長 ⑩

ようこそお母さん・お父さん事業補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった「ようこそお母さん・お父さん事業補助金」の
交付については、次のとおり交付しないことを決定したので通知します。

（理由）

※ この処分に不服があるときは、この通知を受け取られた日の翌日から起算して3箇月以内に、京都市長
に対して審査請求をすることができます。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日の翌日
から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

また、この通知を受け取られた日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市
長の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、京都市を被告として、京都地方
裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において京都市を代表する者は、京都市
長となります。また、この処分をした行政庁は、左京区長ですが、訴訟について、裁判上の一切の行為
をする権限を有する者は、京都市長及び左京区長となります。）。

ただし、当該期間内であっても、この決定があった日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査
請求に対する京都市長の裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの
訴えを提起することはできなくなります。

第 6 号様式（第 8 条関係）

ようこそお母さん・お父さん事業補助金申請事項変更等申請書

年 月 日

左京区長

所在地
団体名
代表者

ようこそお母さん・お父さん事業補助金交付要綱第 8 条の規定により、変更等を申請します。

事業名		学区ようこそお母さん・お父さん事業			
変更等の理由					
変更内容等 （※変更がある項目のみ記入）	事業概要				
	事業計画				
	総事業費	変更前	円	変更後	円
	交付申請額	変更前	円	変更後	円
添付書類		☐ 変更後の事業計画書（必要に応じて） ☐ 変更後の収支予算書			

第7号様式（第8条関係）

京都市指令左保字第 号
年 月 日

学区民生児童委員協議会
会長 様

左京区長 ⑩

ようこそお母さん・お父さん事業補助金申請事項変更等承認（不承認）決定通知書

年 月 日付けで申請のあった「ようこそお母さん・お父さん事業補助金」の変更等について、次のとおり決定したので通知します。

1 変更等の申請内容

2 決定区分

- ☐ 全部承認
- ☐ 一部承認
- ☐ 全部不承認

（理由）

第8号様式（第9条関係）

ようこそお母さん・お父さん事業実績報告書

令和 年 月 日

左京区長

所在地
団体名
代表者

年 月 日付けで交付決定を受けた「ようこそお母さん・お父さん事業補助金」
について、事業が完了したので、次のとおり報告します。

事業完了年月日 年 月 日

事業に要した経費 金 円

添付書類

- 1 事業報告書（第9号様式）
- 2 収支決算書（第10号様式）
- 3 支出内訳兼領収書一覧表（第11号様式）
- 4 事業に要した経費の領収書の写し
- 5 その他

第 9 号様式（第 9 条関係）

事業報告書

学区民生児童委員協議会

事業名	学区ようこそお母さん・お父さん事業
事業の実施状況	
事業の実施期間	
事業の成果	

第 1 0 号様式（第 9 条関係）

収支決算書

学区民生児童委員協議会

1 収入（対象経費に充てるもののみ）

項目	名称	金額（円）
収入合計		

2 支出（対象経費のみ）

項目	名称	金額（円）	領収書 No.
支出合計			

※「収入合計＝支出合計」となるよう記入してください。
※項目ごとに支出内訳兼領収書一覧表を別途添付してください。

第 1 1 号様式（第 9 条関係）

支出内訳兼領収書一覧表

学区民生児童委員協議会

支出項目	
------	--

※収支決算書の支出項目を選択してください。

領収書 No.	支出内容	支出目的	金額 (円)
		小計	

※支出内訳兼領収書一覧表は、収支決算書の支出項目ごとに作成してください。
※行が足りない場合は追加して作成してください。

第 1 2 号様式（第 1 0 条関係）

ようこそお母さん・お父さん事業補助金交付額決定通知書

京都市指令左保子第 号
年 月 日

学区民生児童委員協議会
会長 様

左京区長

年 月 日付けで交付決定した「ようこそお母さん・お父さん事業補助金」について、次のとおり交付額を決定したので通知します。

交付金額 金 円

第 1 3 号様式（第 1 1 条関係）

ようこそお母さん・お父さん事業補助金概算払請求書

年 月 日

左京区長

所在地
団体名
代表者

年 月 日付けで交付決定のあった交付金の支払いについて、次のとおり
請求します。

概算払請求額 金 円

概算払が必要な理由

第 1 4 号様式（第 1 1 条関係）

精算書

年 月 日

左京区長

所在地
団体名
代表者

- 1 事 業 名
- 2 補助対象期間
- 3 収入及び支出

収 入		支 出	
項目	金額（円）	項目	金額（円）
	円		円
	円		円
	円		円
	円		円
	円		円
合 計	円	合 計	円

第 15 号様式（第 13 条関係）

ようこそお母さん・お父さん事業補助金に係る消費税及び地方消費税の額の
確定に伴う報告書

年 月 日

左京区長

所在地
団体名
代表者

年 月 日付けで交付決定した上記補助事業に関する 年度消費税及び地方消費税の額について下記のとおり確定しましたので、ようこそお母さん・お父さん事業補助金交付要綱第 13 条第 1 項の規定により、報告します。

1 補助金額（区長が決定書により通知した額）

円

2 消費税額及び地方消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税及び地方消費税に係る
仕入控除税額（要補助金返還額）

円

注 別紙として、積算の内訳等、2 の金額がわかるものを添付してください。